

(別表) 介護保険料所得段階表

第6期(基準月額5,300円)			
段階	保険料率	年額	計算内容
第1段階	0.50 ※(0.45)	31,800 ※(28,620)	・生活保護を受けている方 ・世帯全員が市民税非課税で老齢福祉年金を受けている方 ・世帯全員が市民税非課税で、前年の課税年金収入と合計所得金額の合計が80万円以下の方
第2段階	0.57	36,250	世帯全員が非課税で、前年の課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円を超え120万円以下の方
第3段階	0.60	38,160	世帯全員が非課税で、前年の課税年金収入額と合計所得金額の合計が120万円を超える方
第4段階	0.70	44,520	世帯の誰かに市民税が課税されているが、本人は市民税非課税で、前年の課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円以下の方
第5段階 (基準額)	1.00	63,600	世帯の誰かに市民税が課税されているが、本人は市民税非課税で、第4段階に該当しない方
第6段階	1.20	76,320	本人が市民税課税で合計所得金額が120万円未満の方
第7段階	1.30	82,680	本人が市民税課税で合計所得金額が120万円以上190万円未満の方
第8段階	1.60	101,760	本人が市民税課税で合計所得金額が190万円以上290万円未満の方
第9段階	1.70	108,120	本人が市民税課税で合計所得金額が290万円以上350万円未満の方
第10段階	1.85	117,660	本人が市民税課税で合計所得金額が350万円以上500万円未満の方
第11段階	2.15	136,740	本人が市民税課税で合計所得金額が500万円以上650万円未満の方
第12段階	2.20	139,920	本人が市民税課税で合計所得金額が650万円以上800万円未満の方
第13段階	2.25	143,100	本人が市民税課税で合計所得金額が800万円以上1,000万円未満の方
第14段階	2.30	146,280	本人が市民税課税で合計所得金額が1,000万円以上の方



第7期(基準月額5,600円)			
段階	保険料率	年額	計算内容
第1段階	0.49 ※(0.44)	32,930 ※(29,570)	・生活保護受給者 ・世帯員全員が市民税非課税で老齢福祉年金受給者 ・世帯員全員が市民税非課税で課税年金収入＋合計所得金額(年金収入に係る所得は含めない)が80万円以下の者 ※ただし、平成30年度については公費負担により保険料額が29,570円に軽減されます。
第2段階	0.56	37,630	世帯員全員が市民税非課税で課税年金収入＋合計所得金額(年金収入に係る所得は含めない)が80万円を超え120万円以下の者
第3段階	0.59	39,650	世帯員全員が市民税非課税で課税年金収入＋合計所得金額(年金収入に係る所得は含めない)が120万円を超える者
第4段階	0.69	46,370	世帯の誰かに市民税が課税されているが、本人は市民税非課税で課税年金収入＋合計所得金額(年金収入に係る所得は含めない)が80万円以下の者
第5段階 (基準額)	1.00	67,200	世帯の誰かに市民税が課税されているが、本人は市民税非課税で、第4段階に該当しない者
第6段階	1.20	80,640	本人が市民税課税で合計所得金額が120万円未満の者
第7段階	1.25	84,000	本人が市民税課税で合計所得金額が120万円以上150万円未満の者
第8段階	1.30	87,360	本人が市民税課税で合計所得金額が150万円以上200万円未満の者
第9段階	1.50	100,800	本人が市民税課税で合計所得金額が200万円以上240万円未満の者
第10段階	1.60	107,520	本人が市民税課税で合計所得金額が240万円以上300万円未満の者
第11段階	1.70	114,240	本人が市民税課税で合計所得金額が300万円以上340万円未満の者
第12段階	1.75	117,600	本人が市民税課税で合計所得金額が340万円以上400万円未満の者
第13段階	1.85	124,320	本人が市民税課税で合計所得金額が400万円以上500万円未満の者
第14段階	2.15	144,480	本人が市民税課税で合計所得金額が500万円以上650万円未満の者
第15段階	2.20	147,840	本人が市民税課税で合計所得金額が650万円以上800万円未満の者
第16段階	2.25	151,200	本人が市民税課税で合計所得金額が800万円以上1,000万円未満の者
第17段階	2.30	154,560	本人が市民税課税で合計所得金額が1,000万円以上の者

※ただし、7期からの合計所得金額は、租税特別措置法(第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項、第35条の2第1項又は第36条)の規定の適用がある場合には、当該合計所得金額からこれらの規定による特別控除の額を控除して得た額とする。